



長野県報

11月4日(火)
平成26年
(2014年)
第2621号

目次

告示

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(3件)(都市・まちづくり課) 1

公告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧(地域振興課) 2

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課) 2

長野県環境影響評価条例に基づく準備書に関する公聴会の中止(環境政策課) 2

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課サービス産業振興室) 2

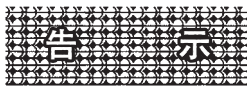
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課サービス産業振興室) 4

争議行為を行う旨の通知の公表(3件)(労働雇用課) 4

農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課) 5

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 5

都市計画区域の変更(都市・まちづくり課) 5



告示

長野県告示第610号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
松本都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第611号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法

第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
松本都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)
- 都市計画を定める土地の区域
 - 市街化区域
平成26年長野県告示第56号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市波田の一部を加える。
 - 市街化調整区域
松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第612号

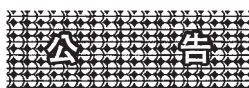
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画道路 1・4・1号松本波田線
3・4・50号三溝新田線
3・4・51号下島車坂線
- 2 都市計画を定める土地の区域
1・4・1号松本波田線
松本市大字島立、大字神林、大字和田、大字新村並びに波田字海瀬、字下三溝、字道ばた、字新堰南、字扇子田及び字石原の各一部
3・4・50号三溝新田線
松本市波田字石原及び字水神沖の各一部
3・4・51号下島車坂線
松本市波田字水神沖、字藤ノ宮、字小向、字鍛冶、字上島、字押出、字雲毛、字島、字上川原及び字牧ノ内の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課及び地方事務所において一般の閲覧に供します。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
都市地域	351,496	25.9	357,753	26.4
農業地域	463,470	34.2	463,562	34.2
森林地域	1,058,637	78.1	1,058,626	78.1

地域振興課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人介護サービス・しおざき
- 3 代表者の氏名
南澤 徳也
- 4 主たる事務所の所在地
長野市篠ノ井塩崎3591番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の人材、産物を活用し、住民すべてが住み慣れた地域において充実した人生を送ることのできるよう活気があり魅力のある地域社会作りに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第20条第4項の規定により平成26年11月9日に開催を予定していた長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書に関する公聴会については、中止します。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

環境政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ホームセンタームサン長野南店別館
長野市水沢上庭33区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
アークランドサカモト株式会社
新潟県三条市上須頃445
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
アークランドサカモト株式会社
新潟県三条市上須頃445
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年6月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,379平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項